



福島復興再生計画の主な改定内容

◆ 「新産業創出等研究開発基本計画」及び「福島国際研究教育機構」に係る記載の追加

■ 新産業創出等研究開発基本計画との調和

- ・ 同基本計画に基づき実施される研究開発等が、イノベ構想の推進や本県全域の新産業創出等の促進につながるよう、国・市町村等と連携した取組を推進

■ 福島国際研究教育機構

- ・ 機構が福島の創造的復興の中核拠点として、地域と連携し県全体の一体的・総合的な復興に資する拠点となるよう、次の取組を実施
(1) 研究開発、(2) 产业化、(3) 人材育成、(4) 周辺環境の整備、(5) 福島イノベーション・コート構想推進機構との連携

◆ 福島復興再生基本方針の改定を踏まえた記載の追加等

■ 特定復興再生拠点区域外に関する取組

- ・ 「拠点区域外に関する考え方」に基づき、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除について、最後まで責任を持って対応するよう国に求めていく

■ ALPS処理水対策

- ・ 「行動計画」に基づき、国が前面に立ち、責任を持って取り組むよう求めていく

■ 「ふくしま型漁業」の実現（既存の項目に以下の内容を追記）

- ・ 本県産水産物の安全性やおいしさを直接消費者に伝える取組の推進
- ・ 水産加工・流通業者等の取扱量拡大支援、消費地等の販路の回復・開拓等の取組に対する支援

■ 再生可能エネルギー関係（既存の項目に以下の内容を追記）

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を産学官金が連携を図りながら推進

■ KPI等の達成

- ・ 福島県総合計画との連動・調和を確保しながら、KPI等の達成に向け、国と連携して本計画に基づく取組を一層推進